

令和4年台風第14号災害に係る計量法関係手数料免除のお知らせ

令和4年台風第14号により被害を受けた被災者を対象に、計量法に係る証明書の再交付や事業活動の再開に必要な以下の手数料を減免します。

証明書の再発行に係る手数料

対象となる手数料	計量証明事業登録証再交付手数料
対象者	台風第14号により被害を受け、罹災証明書の発行を受けられた方
適用日	令和4年9月17日から適用
申請期限	令和5年3月31日まで（当日消印有効）
申請に必要な書類	計量証明事業登録証再交付申請書（収入証紙不要） 市町村発行の「罹災証明書」 又は公的機関の発行する同様の証明書（写し可）

事業活動の再開に必要な手数料

対象となる手数料	特定計量器検定手数料 車両等装置用計量器装置検査手数料 基準器検査手数料
対象者	次の条件を全て満たすこと ① 令和4年台風第14号により特定計量器又は基準器が罹災した県内事業者 ② 罹災前に当該申請に係る事業を営んでいた者
適用日	令和4年9月17日から適用
申請期限	令和5年9月30日まで（当日消印有効）
申請に必要な書類	対象となる検定申請書、装置検査申請書、基準器検査申請書（収入証紙不要） 計量法関係手数料免除申請書（様式はHP上に掲載） 特定計量器等の存する市町村が発行する「罹災証明書」 又は「罹災証明書」が添付できない理由書及び罹災したことを証明できる書類 （写し可）

既に手数料を納入しており、還付を申請する場合

申請に必要な書類	還付請求書（参考様式はHP上に掲載） ※上記減免申請関連書類と合わせて提出すること。
----------	---

【書類提出先】

宮崎県計量検定所
〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4番地4
TEL：0985-58-2929 FAX：0985-58-2928